

## コメント：ヨーロッパ前近代の複合国家

桑野聡

### 1 はじめに—二つの研究報告へのコメント

私はドイツ中世史、特に 12 世紀、盛期中世の貴族について研究しています。後期中世～近世を対象とした本日の二つの報告にコメントする立場としては十分とは言えないように思いますが、ご了承願います。さて、前近代、とりわけ中世において「複合国家」とは、非常によく目にする存在のように思われます。とりわけ、私の研究対象とする 12 世紀以降においては多数確認することが出来ます。その意味で、本日の報告で紹介された事例は、ヨーロッパ前近代社会を考える上で、複合国家という問題設定が特徴的なテーマであることを的確に伝えてくれたと言えるでしょう。

まず河原温氏の「ブルゴーニュ公国の宮廷と儀礼」は、近代国家とは異なる形でブルゴーニュとフランドルが結びつく上で、貴族の宮廷と儀礼が果たした役割が具体的に紹介されました。フィリップ善良公（位 1419～67）とシャルル突進公（位 1467～77）時代に自立化が進んだブルゴーニュ公国は、1473 年にメヘレンに独自の高等法院を持つことで、パリ高等法院からの司法的自立を獲得します。他方、この時期に支配拠点はネーデルラント（フランドル地方）へと中心移動が進みます。都市民の反乱を抑制しながら統治権力が「移動する宮廷」を核に緩やかな国家的総体が作り上げられていく上で、入市式の儀礼が持っていた領民に領主の威光を印象付ける役割の重要性など、中世後期において異なる地域性を持った領国がまとめられるために、ヨーロッパ規模で形成されていた貴族文化が果たした役割が指摘されたと言えるでしょう。

次に佐々木洋子氏の「ハプスブルク帝国の学校制度」は、近代化の過程で多数の民族が共存する複合民族国家としてのハプスブルク帝国が一つのまとまりを持つために教育が果たした役割が伝えられました。帝国は宗教改革に伴う宗派对立問題で 17 世紀まで激しく

動揺しましたが、マリア・テレジア（1717～80）と息子ヨーゼフ 2 世（位 1765～90）の啓蒙時代には各地の言語的多様性が保持される中で、教会と王権の権威による緩やかな多民族国家の姿が常態化してきます。しかしフランス革命以降の 19 世紀では、自由主義と共に近代的なナショナリズムも芽生えはじめ、異文化混在地域での対立が次第に激化していきました。中世ヨーロッパにおいて形成された貴族文化が教育によってより広範な階層に広がったことは、複合国家の統合にとって一定の役割を果たしたと思われませんが、近代化と共に生まれた新しい諸要因は、こうしたハプスブルク帝国の多様性を前近代とは逆に遠心的な方向に向かわせることとなりました。報告では、ハプスブルク帝国内の児童就学状況に大きな地域的偏りがあることも指摘されましたが、これらと近代化や独立運動との関係などが更に考察されることが期待されます。

## 2 中世の複合国家に関する一考察—ヴェルフェンの事例から

それでは、少々話が前後しますが、今回のワークのキーワードである「複合国家」とは何でしょうか。政治学者の田中浩氏の解説を用いるならば「二つ以上の国家や政治体が結合・連合して、一人の君主または一つの政府の下に一つの国家を形成している政治形態。単一国家に対する語。」とあります<sup>1</sup>。現在の国家であれば、アメリカ合衆国や旧ソビエト連邦（現ロシア連邦）、そしてイギリス連邦などが代表例とありますが、「なお歴史的には」と事例が続き、旧ドイツ帝国や 18～19 世紀はじめまでのハノーファー朝のイギリス、そしてオーストリア＝ハンガリー帝国などの名が挙がっています。こうして見ると、複合国家とは巨大な帝国に特徴的に見られる例外的存在のように思われます。他方、一般的に国家とは、一定の領域的まとまりをもった同一の制度・組織によって統治・運営される明瞭な「単一国家」としてイメージされるのではないのでしょうか。19 世紀の国民国家あるいは民族国家（National State）という概念は、その典型と言えるでしょう。しかし、こうしたイメージは近代に作り上げられた神話と言えます。ナショナリズムと結びついた近代国家像が提示される以前のヨーロッパでは、むしろ複合国家は一般的な存在でした。そして、これは封建社会という中世ヨーロッパの特色と国家の統治者となる領主＝貴族の家門意識

の形成とも密接な関係を持っていたように思われます。近年の歴史学が指摘するように、「国家」という言葉が意味するものは歴史の中で常に同じではありませんでした<sup>2</sup>。これから少し、「近代国家」とは異なる盛期中世の複合国家の構造を私の研究するヴェルフェンという貴族家門を例に考えてみたいと思います。

ヴェルフェン (Welfen) とは、史料的には9世紀、ルートヴィヒ敬虔帝時代のフランク貴族、伯ヴェルフまで遡ることが出来るヨーロッパ最古の貴族の一つです<sup>3</sup>。この一系統は前期中世 (9世紀末～1032) にブルグント王家を名乗りました。本日ご報告いただいた後期中世のブルゴーニュ公国の前身と言えます。

このヴェルフェンはドイツ西南部シュヴァーベン地方 (現在のバーデン・ヴュルテンベルク州周辺地域) 南部 (ボーデン湖周辺) を基盤に、11世紀の聖職叙任権闘争期に隣接するバイエルン大公位、次いでザクセン大公位も獲得して次期国王・皇帝候補となる有力貴族に成長しました。12世紀後半に活躍したハインリヒ獅子公 (1129/31～1195) は、父の失脚で一時失ったザクセン・バイエルン大公位を奪還し、エルベ以東地域への植民を成功させることで広大な北ドイツ国家を建設しましたが、1180年に皇帝フリードリヒ1世バルバロッサと対立して失脚しました。18・19世紀のロマン主義的な歴史像は、ヴェルフェンとホーヘンシュタウフェン王家の二大家門の対立時代として12世紀のドイツ史を描きました<sup>4</sup>。イメージ的には、ほぼ同時代の日本史における源平の対立と類似した構図と言えます。

南ドイツの家系は12世紀末 (1191) に断絶しましたが、北ドイツでは皇帝フリードリヒ2世と獅子公の孫オットー幼童公が1235年に和解して、新たな「ブラウンシュヴァイク＝リュネブルク大公」位が認められました。その後、この北ドイツ系ヴェルフェンは離合集散を繰り返しながら帝国の有力諸侯としての地位を保ち、近世にはハプスブルク家 (奥)、ロマノフ家 (露)、ホーエンツォレルン家 (普・独)、オルデンブルク家 (D)、ステュアート家 (英) などと縁組し、ヨーロッパ全域に広がるネットワークを展開しました。

系譜の一つハノーファー家は、1714年にイギリス王位を獲得してハノーファー朝を開き、その血統は第一次世界大戦時に「ウインザー朝」と称したものの現在まで続いています<sup>5</sup>。ドイツのハノーファー家は1837年のヴィクトリア女王の即位により同君連合を解消、

1866年にはプロイセン王国に併合されましたが、その家系は現在まで続いています。

私の研究するハインリヒ獅子公は、バイエルンとザクセン、二つの大公領を得て南北ドイツにまたがる「複合国家」の統治者となったと共に、二度目の結婚でイングランド国王ヘンリ 2 世の娘をめとり、1180 年の失脚後は義父を頼ってその所領を転々として保護を受けました<sup>6</sup>。このブリテン島南部と大陸のフランス王国内に跨る「アングロ=ノルマン国家」は、中世ヨーロッパにおける最も有名な複合国家と言えるでしょう<sup>7</sup>。1066 年のノルマン征服によって、ノルマンディー公ギョームがイングランド国王ウィリアム 1 世となることで始まった大陸領土とブリテン島のイングランド王国の結合は、その後、国王ヘンリ 1 世の娘マティルダと甥のステューヴンの間で内乱が勃発すると危機に陥りました。最終的にマティルダとアンジュー伯ジョフロリの息子が国王ヘンリ 2 世となりますが、彼がフランス国王ルイ 7 世の妃であったアリエノール・ダキテーヌの離婚後の夫としてアキテーヌ公領を得ることで、アンジュー家の支配領域は広大に膨れ上がりました。この所謂「アンジュー帝国」の分析の方が本日のテーマには相応しいかもしれませんが、話をハインリヒ獅子公のヴェルフェンに戻したいと思います。

アンジュー家と緊密に結びついていたハインリヒ獅子公の子どもたちは、皇帝・国王家をはじめ、デンマーク王家や東方植民のスラヴ諸侯、フランス諸侯などと広範な婚姻関係を結び、まだ限られた範囲で小さくまとめられていた領国の地域性とは異なるインターナショナルな貴族文化の形成に大きく貢献したと思われます。そして、この盛期中世にヨーロッパ貴族の間では血統意識への関心が急速に高まり、積極的な情報収集と家門史の編纂などが行われました。現在、ブラウンシュヴァイクの聖ブラージエン教会内に安置されるハインリヒ獅子公夫妻の横臥像は 13 世紀初頭の製作と考えられていますが、この頃から普及し始める貴族の墓に見られる特徴の最初期の事例です<sup>8</sup>。これは、貴族の在地化とその支配の領域化という新しい社会動向と密接に関連した現象であり、ヨーロッパの封建社会の安定とキリスト教世界としての確立、貴族身分の形成などと不可分に連動していました。以下では、12 世紀後半～13 世紀にかけて、ヴェルフェンの家門意識が作り上げられてくる紆余曲折を見てみましょう。

## (1) ヴェルフエンの家門意識①—南ドイツの系譜意識

まとまった貴族家門の歴史叙述で最初期のものの一つとされる『ヴェルフエンの歴史』(*Historia Welforum*)に基づくヴァインガルテン修道院の「ヴェルフエンの家系樹」(12世紀末)<sup>9)</sup>には、9世紀に娘ユーディットを敬虔帝に嫁がせて、後の西フランク王・皇帝カール2世禿頭王の祖父となった伯ヴェルフが一族の始祖として位置づけられています。

下から上に向かって伸びながら、10代に渡る系譜を左上に蛇行するような特異な構図で描き出すこの「ヴェルフエンの家系樹」の下から6番目には、男系断絶のために北イタリアのエステ伯に嫁いでいたクニーツァ夫妻が家系の幹に置かれ、本来の6代目である兄ヴェルフ3世は枝に配されています。ここには、女系を介した家門形成に関する寛容な姿勢を見てとることが出来ます。

8番目のバイエルン大公ハインリヒ黒公が一族の家系記録の収集に重要な役割を果たしましたが、彼の息子二人の代に幹は二つに分かれて描かれるようになっていきます。下の幹には一族の権力の中心となっていたバイエルンとザクセンを継承した傲岸公・獅子公親子が、上の幹には一族の故地ボーデン湖北岸の所領を相続したヴェルフ6世の系統が分岐しています。しかし、『ヴェルフエンの歴史』の制作依頼者とされるヴェルフ6世は、当時ローマの疫病で息子のヴェルフ7世を失い(1167)、その領地を二人の甥のどちらかに相続させようと腐心していました。結果的に姉妹の息子にあたる皇帝フリードリヒ1世バルバロッサへの相続が約束されたのですが、研究は「ヴァインガルテンの家系樹」上部中央の空欄となっている円型メダイオンの中に一族の故地の後継者となる皇帝の肖像を描くつもりだったと考えています。

ここからは、シュヴァーベン有力貴族としてのヴェルフ6世の強いアイデンティティを確認することができます。国王・皇帝家となったホーエンシュタウフェン家の本拠地もシュヴァーベン北部であり、隣接するバイエルン大公位の奪還に執着したヴェルフ6世の意識には、南ドイツの所領と深く結びついた家門意識が育まれていたと見る事ができます。因みに甥のフリードリヒ1世バルバロッサの国王選出に協力したヴェルフ6世は、「スポレート大公、トスカナ辺境伯、サルディニア侯」の称号を与えられています(1152)。これは多分に名誉職的な肩書と言えるもので複合国家としての実態を確認することは出来

ませんが、歴代のヴェルフェンがアルプスを挟んでイタリアとの密接な関係を保持しようと努めてきたことを想起するならば、これらのイタリア所領の領有を約束することはヴェルフ6世の家門意識を十分に満たすものだったと言えると思います。

## (2) ヴェルフェンの家門意識②—コスモポリタンな系譜意識

ヴェルフ6世の『ヴェルフェンの歴史』の少し後に作成された『ハインリヒ獅子公の福音書』の「戴冠図」(12世紀末)は、イングランド国王ヘンリ2世の娘マティルダと獅子公の救済(永遠の命)を祈念したもので、上段に最後の審判の場面が裁き手である主イエスを中心に描かれ、下段部分に裁きを待つ大公夫妻と一族が描かれています。下段中央で跪く二人の背後にはそれぞれの祖先が描かれており、獅子公の家門意識とアイデンティティを明瞭に見て取ることができます<sup>10</sup>。

獅子公のすぐ後ろにはハインリヒ傲岸公夫妻が立っていますが、その後ろには男系の血統情報として熟知していたバイエルン大公ハインリヒ黒公夫妻ではなく、母方の祖父である皇帝ロータル3世夫妻が描かれています。また妻マティルダの祖先については、フランス国王との離婚問題でカトリック教会と揉めていた母アリエノール・ダキテーヌが意図的に排除され、祖母マティルダは次女を従えて「単独」で描かれています。これは、祖母マティルダを彼女の渾名「皇妃モード」として扱っていることを意味します。血統で繋がる祖父であるアンジュー伯ジョフリの妻ではなく、またイングランド国王ヘンリ1世の娘としてよりも、彼女の最初の夫である皇帝ハインリヒ5世の妃として位置づけているのです。つまり、ここでハインリヒ獅子公は、彼ら夫婦を皇帝の一族として描き出しています。ここには、出身や支配領域の現実を越えたキリスト教世界としての中世ヨーロッパ、所謂「神聖ローマ帝国」に共通する皇帝を頂点としたコスモポリタンな貴族意識が明瞭です。

父の失脚後、ザクセンの宮廷で母方の祖母リエンツァの支援で領地を死守し、母ゲルトルートがバイエルン大公位を奪取したバーベンベルク家のハインリヒ・ヤズミルゴットに嫁ぐことでザクセン大公位の相続が許された獅子公は、その後、バルバロッサとの友好関係期にバイエルン大公位を奪還しますが、その支配拠点はザクセンに置かれていたことが、

彼の現存する証書史料の大半を北ドイツ方面が占めることから理解できます。更にエルベ以東への東方植民と都市建設は、彼の北ドイツ国家を多くの異民族を抱える複合民族国家に変貌させて行きました<sup>11</sup>。

しかし、皇帝バルバロッサと対立して 1180 年に失脚する際の裁判で、獅子公は「シュヴァーベン人」として裁かれています<sup>12</sup>。この 12 世紀は、帝国国制上の大転換期でした。東フランクの特徴だった部族大公制が聖職叙任権闘争や東方植民活動などによって変容し、新たな大公領や辺境伯領の設置、王国昇格などが意図的に実施されました。例えば、オーストリアはバイエルン大公に服属するオストマルク辺境伯領でしたが、1156 年にハインリヒ獅子公にバイエルン大公位が再授封された際、辺境伯領から大公領へと昇格して分離独立しました。また獅子公の失脚後、ザクセン大公領は細分化され、名称と実態は大きく乖離することとなります。これについては、改めて後述します。

### (3) 家門意識の形成③—ザクセン諸侯としての系譜意識

ハインリヒ獅子公の孫オットー幼童公が皇帝フリードリヒ 2 世から「ブラウンシュヴァイク＝リューネブルク大公」位を取得したことは、ヴェルフェンが帝国諸侯身分として大公類似の地位を奪取したことを意味しました。これを受けて 1300 年頃に作成されたブラウンシュヴァイクのヴェルフェンの菩提寺、聖ブラージエン教会が作成したと考えられる系図は、上記の二つの 12 世紀の家系意識とは異なる、全く新しい現実に適合した意識を如実に反映させています<sup>13</sup>。

ザクセン大公家でもあったリウドルフィンガーが国王ハインリヒ 1 世（位 919～936）、オットー大帝（位 936～973）を輩出してカロリンガーに代わる新しい王家となったことで、ピッルンガーの新しいザクセン大公家が創始されます。聖ブラージエン教会の系図の中央上部に描かれる夫婦の人物像は、ザクセン諸侯の一人だったヘルマン夫妻を示し、系譜は 5 代目のマグヌスで男系が絶えます。系図は、彼の二人の娘をめとったヴェルフェンとアスカニアが左右に分かれて描かれることで、この二つの家系がその後の正当なザクセン大公位の継承者となったことを描き出しています。左側の最上位にマグヌスの娘ヴェ

ルヒルデの夫となったヴェルフェンのバイエルン大公ハインリヒ黒公が、右側には同じマグヌスの娘エーリカの夫となったアスカニアのオットーが新しいザクセン大公家の始祖として位置づけられています。6代目のザクセン大公となったロータル・フォン・ズップリンゲンブルクは、国王・皇帝ロータル3世となる人物ですが、ここではヴェルフェンのハインリヒ傲岸公の義父として小さく記述されているだけです。『ハインリヒ獅子公の福音書』の「戴冠図」に描かれた家系意識の表出によって絶対不可欠な存在であった皇帝ロータル3世は、ここではビルンガーの血統を引くヴェルフェンと結びつくことで、漸くその地位の正当性を獲得しています。

ハインリヒ傲岸公の失脚後にザクセン大公位は、アスカニアのアルブレヒト熊伯に継承されます。ハインリヒ獅子公時代には、シュタウファー派の篡奪者として敵対した存在です。その後、獅子公に一旦戻ったザクセン大公位は彼の失脚後再びアスカニアの系譜に継承されますが、ヴェルフェンが「ブラウンシュヴァイク＝リューネブルク大公」を認められたことを単なる称号付与ではなく、ザクセン大公という正統な大公位と同格の地位であることを主張する目的で、アスカニアのマティルダとヴェルフェンのオットー幼童公の結婚が中央下部に、二つの系譜を再統合するものとして位置づけられています。こうして北ドイツのヴェルフェンという家門意識が獅子公を始祖として形成されることとなり、ハノーファー家を介して現在のイギリス王家に引き継がれてきます。

余談ですが、この後にアスカニアのザクセン大公位はマイセン辺境伯家であったヴェッティナーに継承されます。細分されたザクセン大公領の称号の担い手が東へ大きく移った結果、現在のザクセン地方は旧東ドイツ南部（チェコの北隣）を指し、本来のザクセン地方は「ニーダーザクセン」（下ザクセン）と呼ばれることとなります。

#### (4) 近世ヴェルフェンの複合国家

ハインリヒ獅子公の時代頃からヨーロッパの貴族は、家門の象徴として紋章を発展させ始めます。中世後期以降、整備されたヨーロッパ貴族の紋章は、単にその血統を主張するだけでなく、家門が相続し統治する複数の領地・領国に対する複雑な権利の複合体である

ことを発信する装置としても機能しました。多くの貴族が複雑なマーシャリングで構成された紋章を発展させていきますが、これはまさに複合国家の存在をアピールする役割を果たしていたのです<sup>14</sup>。

12世紀のハインリヒ獅子公時代のヴェルフェンの支配領域は、西側をケルン大司教やブレーメン大司教など有力な聖界諸侯と接することでエルベ以東地域に向けて広がっていましたが、18世紀のヴェルフェン（ハノーファー選帝侯領）の所領は、エルベ以西を基盤にヴェーザー・アラー両河川間の地域で大きく領地を西方に広げています。この18世紀にジョージ1世（位1714～27）としてイギリス王家を継承する選帝侯ゲオーク・ルートヴィヒ（位1698～1727）の大紋章には、複合国家としての家門の姿が浮かび上がってきます。選帝侯冠の下の盾型紋章は17に細分化されていますが、最も重要な領国を示すのは最上位の3枚です。左側の赤地に二頭のライオンは北ドイツのヴェルフェンの本拠地ブラウンシュヴァイクを、右側の金地にかわいい赤いハートマークを散らした上に青い立ちライオンはもう一つの拠点リュネブルクを表します。そして中央の赤地に白い馬がハノーファーです。その下の左右2列、4種類の立ちライオンは、カレンブルク、ヴォルフエンビュッテル、ゲッティンゲン、グルーベンハーゲンなどの分家諸領です。下部の多様な文様の中で中央下部の金地に黒い熊の手は、16世紀末の断絶後に新たに獲得したヴェーザー以西のホーヤ伯領を表しています。中央列のハノーファーとホーヤ伯の間に置かれている盾型の小紋章は、帝国官職としての帝国内帑長官（<sup>ないど</sup>Erzschatzmeister）を意味します。これは代々ライン宮中伯が務める要職でしたが、18世紀にハノーファー大公家が一時継承します。名誉職的意味合いが強いものですが、ヴェルフェンが神聖ローマ帝国の諸侯群の中で卓越した存在であることをアピールする上で大きな意味を有していたと考えられます。

このように前近代の貴族の紋章は、その支配の複合体を克明に示しています。有名なハプスブルク家の大紋章も、数えきれない諸領の紋章のパッチワークが巨大な複合国家としての姿を示してくれます。また現在のイギリス王家の紋章もイングランド（立ちライオンと三頭のライオン像）とスコットランド（ユニコーンと立ちライオン）、アイルランド（ハーブ）の連合王国であることを表してくれます。

### 3 おわりに

前近代において「複合国家」という政治的複合体の存在は、一般的によく見られる現象でした。そして、これは封建社会の安定とヨーロッパ規模での政治的・社会的・経済的・文化的ネットワークの拡大に伴う特徴的な現象だと言えるのではないのでしょうか。盛期中世（11～13世紀）に明瞭化する貴族の家門意識と領国の形成が、後期中世以降における封建社会の変容の中で同一君主ないし一族が、異なる仕組みの領国を統治する「複合国家」というあり方を可能にしました。この際、地域を超えてヨーロッパ規模のネットワークで結びついた貴族たちの文化は、異なる政治的・文化的な諸要素をまとめる上で極めて重要な機能を果たしたと言えるでしょう<sup>15</sup>。

つまり複合国家の出現は、中世ヨーロッパ社会の形成（封建制・貴族文化の形成・キリスト教世界の確立など）と密接な関係を持っていると言えます。ジャック・ル・ゴフは、「封建制は、よく言われるように権力の瓦解をもたらす誘因ではありません。それとは反対に、封建制は権力体系の根本的再編成のための基本単位であり、国家の出現に欠くべからざる枠組みです。<sup>16</sup>」と指摘しています。近代国家的には小規模にまとめられた地域性の強い多数の領国が、貴族文化の広範なネットワークによって結びついたところに、前近代ヨーロッパの複合国家は成立し得たと言えるでしょう。

私たちがいま現在、国民国家という近代の神話を越えて 21 世紀の国家のあり方を考えるならば、地域性や個性を踏まえて緩やかに結びつく前近代の複合国家は、脱近代国家の重要なキーワードとなるかもしれません<sup>17</sup>。

---

<sup>1</sup> 『日本大百科全書』全 26 巻（小学館、1984～1994 年）をベースに、毎月定期で更新されているデジタル版「百科事典」（ニッポニカ）より引用。2018 年 7 月 22 日閲覧。

<sup>2</sup> 例えば、Arnold Oskar Meyer, „status“ als politischer Terminus der Antike. (*Rheinisches Museum für Philologie*. 86, 1937.) S.225-240./平城照介 訳「Staat [国家] という言葉の歴史に寄せて」F.ハルトウング・他/成瀬治 編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店、1982 年、27～50 頁参照。

<sup>3</sup> Bernd Schneidmüller, *Die Welfen, Herrschaft und Erinnerung*. Stuttgart, Berlin,

- Köln, 2000. および Karl Jordan, *Heinrich der Löwe, Eine Biographie*. München, 1979. / 瀬原義生 訳『ザクセン大公ハインリヒ獅子公—中世北ドイツの覇者』ミネルヴァ書房 2004年、参照。
- 4 例えば、邦語で読めるものとして Friedrich von Raumer, *Geschichte der Hohenstaufen und ihrer Zeit*, 6. Bande Leipzig, 1823-25. / 柳井尚子 訳『騎士の時代—ドイツ中世の王家の興亡』法政大学出版局、1992年参照。
- 5 桑野聡「イギリス王室のルーツを辿る—中世ドイツ貴族の世界」『郡山女子大学紀要』第49集、2013年；下津清太郎『ハノーヴァー家』近藤出版社、1986年参照。
- 6 桑野聡「1165年のシュタウファー=アンジュー二重婚姻協定—ヴェルフエン=アンジュー同盟成立の背景」『郡山女子大学紀要』第33集、1996年。
- 7 近年我が国においても優れた研究成果がまとめられているこの問題については、朝治啓三・渡辺節夫・加藤玄 編著『中世英仏関係史 1066-1500 —ノルマン征服から百年戦争終結まで』創元社、2012年参照。
- 8 獅子公夫妻の横臥像については、桑野聡「コラム5 ハインリヒ獅子公から見える家門意識の形成」(堀越宏一・甚野尚志編著『15のテーマで学ぶ中世ヨーロッパ史』ミネルヴァ書房、2013年) 122頁参照。また中世の貴族の横臥像については、Philippe Ariès, *Images de l'homme devant la mort*. 1983. / 福井憲彦 訳『図説 死の文化史—ひとは死をどのように生きたか』日本エディタースクール出版部 1990年、75頁以下参照。
- 9 桑野聡「12世紀貴族の家系意識の形成について—ヴェルフ家の北ドイツ国家建設を例に」『東海史学』第26号、1992年；同「Historia Welforum“の成立に関する諸問題—ヴェルフエンとヴァインガルテン修道院」『東海史学』第28号、1994年；早川良弥「中世盛期ドイツ貴族の家門意識—ヴェルフエン家の事例」前川和也編著『家族・世帯・家門—工業化以前の世界から』ミネルヴァ書房 1993年参照。
- 10 早川良弥「ザクセンにおけるヴェルフエンの家門意識」関西中世史研究会編『西洋中世の秩序と多元性』法律文化社、1994年；桑野聡「ザクセンにおけるヴェルフエンの家系意識の形成—家系記述と政治状況の関連性に関する一考察」『西洋史学』第179号、1995年。
- 11 桑野聡「ハインリヒ獅子公の都市シュヴェリン建設—12世紀の領域支配政策における都市の役割に関する一考察」『比較都市史研究』第13巻第1号、1994年；同「ハインリヒ獅子公の東方政策とデンマーク—12世紀におけるバルト海沿岸地域の再編」『西洋史研究』新輯第40号、2011年参照。
- 12 石川武「ドイツ国制史における1180年—確立期における『ドイツ封建王制』に関する一つの覚え書」『国家学会雑誌』70-10、1956年；西川洋一「12世紀ドイツ帝国国制に関する一試論」(1)~(4)『国家学会雑誌』94-5.6、1981年、95-1.2、95-9.10、95-11.112、1982年；北嶋繁雄「ハインリヒ獅子公の失脚(1180年)をめぐる」『中世盛期ドイツの政治と思想—初期シュタウファー朝時代の研究』粹出版社 2001年；ベルント・カノフスキ著、田口正樹 訳「ハインリヒ獅子公に対する訴訟」(U.Falk, M.Luminati, M.Schmoedel, Fälle aus der Rechtsgeschichte. Verlag C.H.Beck München, 2007 / 小川浩三・福田誠治・松本尚子 監訳『ヨーロッパ史のなかの裁判事例—ケースから学ぶ西洋法制史』ミネルヴァ書房、2014年) 参照。

- 13 桑野、前掲「ザクセンにおけるヴェルフェンの家系意識の形成」27頁以下。
- 14 桑野聡「中世ヨーロッパ貴族の家と文化－騎士道と家門意識の形成」『郡山女子大学紀要』第40集、2004年、12～19頁参照。
- 15 桑野聡「貴族身分と封建制」（堀越宏一・甚野尚志編著『15のテーマで学ぶ中世ヨーロッパ史』ミネルヴァ書房、2013年）参照。
- 16 Jacques Le Goff, *à la recherche du Moyen-Age*, Editions Louis Audibert, 2003／池田健二・菅沼潤 訳『中世とは何か』藤原書房、2005年、217頁参照。
- 17 Patrick J. Geary, *The Myth of Nations, The Medieval Origins of Europe*. Princeton University Press, 2002／鈴木道也・小川知幸・長谷川宜之 訳『ネイションという神話－ヨーロッパ諸国家の中世的起源』白水社、2008年。